

鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(令和元年9月29日公表)

No.	回答 (令和元年9月29日公表)
78	<p>契約保証金は、本事業の履行を保証することが目的です。事業契約書(案)第11条を以下のとおり訂正します。なお、併せて、質問回答No.540もご参照ください。</p> <p>「第11条 事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者、建設企業、設計企業若しくは工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証 (4) 本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証 (5) 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項に定める保証の金額が、本施設の設計及び建設の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10以上に相当する金額とする。」</p>
540	<p>事業契約書(案)第11条第1項を以下のとおり訂正します。</p> <p>「第11条 事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者、建設企業、設計企業若しくは工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証 (4) 本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証 (5) 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結」</p>
627	<p>ご指摘を踏まえ、事業契約書(案)第91条第1項第1号、第2号を下記のとおり訂正します。</p> <p>「(1) 本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 (2) 本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p> <p>また、併せて、事業契約書(案)第91条第7項を下記のとおり訂正します。</p> <p>「事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、県が本契約を解除するか否か、又は第48条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、県は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める金額の違約金を県が指定する期間内に支払うことを事業者に請求できるものとする。なお、事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したことによって県に発生した損害額が、本項に定める違約金の額を上回る場合、事業者は、その超過額を県の請求するところによって支払うものとする。</p> <p>(1) 第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 (2) 第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p>